

生徒指導の充実に向けて
「教育機会確保法」について

平成二十八年十二月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が公布されました。

基本理念には、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保を図られるようにすること」「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」等が掲げられており、特に、不登校児童生徒に対して、これまで以上に当該児童生徒とその保護者に寄り添った指導・支援が求められています。

また、基本指針では、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとつ

て学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりを推進する」中で、

・個々の児童生徒の状況に応じて、組織的・計画的な支援を推進すること
・多様な適切な教育機会を確保するために、適応指導教室をはじめとする諸機関との連携を図ること
などが示されています。

さらに、令和元年十二月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする必要があること」が示されました。

不登校児童生徒への対応として、「学校へ復帰できるか、できないか」といった、「目の前の状況の変化」を最終的なゴールとするのではなく、「その子どもたちが将来、社会的自立を実現するために、

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨のっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

今必要なことは何か」を考え、長期的な視野に立って支援にあたるのがこれまで以上に必要となつてきています。

盛岡市では、適応指導教室「ひろばモリーオ」を二教室（仙北教室、青山教室）開設しています。当該児童生徒の状況によって、モリーオの通級により改善が期待できるケースがあれば、ぜひご相談ください。



63

聴き、つなぐことを大切に
教育相談員
佐々木 由紀子

「心を軽くする方法は必ず、あるから。受け止めてくれる人も必ず、いるから。誰かに話してみたいほしい。」これは岩手県・岩手県教育委員会が発行したボスターにある言葉です。相談者は悩みや苦しみ、孤独感を抱え、その理解者を求めて話されることが多いです。内容は、養育、進路や学習、不適応や不登校、交友やいじめ、対教師、家庭の事等様々で、関係機関との連携が必要な場合もあります。多種多様な相談の対応で共通することは、相談者に寄り添い、心で聴き、受容し共感することです。相談者が心を開き、話すことができれば、心の安定が図られ、問題を客観的に捉えられたり、解決の糸口が見えてきたりします。多くの相談については、相談者の悩み苦しみを学校に伝え、学校が相談者に再度手を差し伸べ、寄り添っていきます。教育相談室は、話を受容し、つなぐことを大切にしています。